

# 住民税に確定申告の内容を反映するためには期限があります

令和4年度住民税に下記の申告内容を反映するためには、**住民税の納税通知書送達前**（以下の日付）までに確定申告書を提出してください。

住民税が給与から差引される方	2022年5月17日(火)	左記以外の方	2022年6月14日(火)
----------------	---------------	--------	---------------

以下の事項については、住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合は、住民税の計算に算入することができませんのでご注意ください（図1 申告の仕組み 参照）。

- ・ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等（※注1）
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除（※注2）
- ・ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除（※注3）
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（※注4）
- ・ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（※注5）

## 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について

### 所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合

住民税の納税通知書送達前（**上記の日付必着**）までに「特別区民税・都民税申告書」で「所得税と異なる課税方式を選択する」と申請することで、所得税と住民税で異なる課税方式（申告不要等）を選択することができます（図2 所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合 参照）。（※注6）

図1 申告の仕組み（○：算入される ×：算入されない）

納税通知書送達前	納税通知書送達後	所得税	住民税
確定申告		○	○
	確定申告	○	×

図2 所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合

（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等に限る）

（○：算入される ×：算入されない）

納税通知書送達前	納税通知書送達後	所得税	住民税
確定申告	納税通知書送達後に所得税・住民税で異なる課税方式を選択する申告はできません。	○	×
住民税申告 （申告不要選択）			

### 【問い合わせ先】

新宿区総務部税務課 課税第一係・第二係

〒160-8485

新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

（本庁舎6階）

電話

03-5273-4107

03-5273-4108

(※注1) 上場株式等に係る配当等及び上場株式等に係る譲渡所得等

上場株式等の配当等(注:大口株主分除く)又は特定口座のうち源泉徴収がある口座内の上場株式等の譲渡等に係る所得については申告の必要はありません(申告不要制度)が、上場株式等の譲渡損失等との損益通算や各種所得控除等の適用を受ける場合は、申告することができます(地方税法第32条第12項・13項及び第14項・第15項、第313条第12項・第13項及び第14項・第15項)。

注:発行済株式の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人

(※注2) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等を売却したこと等により生じた損失の金額がある場合は、その年の上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額から控除(損益通算)することができ、控除しきれなかった金額は、その年の翌年以後3年内の各年の上場株式等の譲渡所得等及び上場株式等の配当所得等の金額から控除(繰越控除)することができます(地方税法附則第35条の2の6第1項・第5項、第11項・第15項)。

(※注3) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

先物取引に係る差金等決済により損失が生じた場合には、一定の要件の下で、3年間の繰越控除の適用を受けることができます(地方税法附則第35条の4の2第1項・第7項)。

(※注4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失がある場合は、一定の要件の下で、その年の給与所得や事業所得などの他の所得から控除(損益通算)することができ、控除しきれなかった場合は、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年内の各年分の総所得金額等の計算上控除(繰越控除)することができます(地方税法附則第4条第3項・第9項、第4条の2第3項・第9項及び第4条第4項・第10項、第4条の2第4項・第10項)。

(※注5) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例

所有期間が10年を超える長期譲渡所得のうち、居住用財産に係る長期譲渡所得を有する場合には、一定の要件の下で、他の所得と区分して所得割の額を計算(軽減税率の適用)します(地方税法附則第34条の3第1項・第2項及び第3項・第4項)。

(※注6) 配当所得又は上場株式等譲渡所得について、所得税と異なる課税方法を選択したもののうち、申告不要制度を選択した場合または期限を過ぎて確定申告書を提出した場合は、配当割額控除又は株式等譲渡所得割控除の控除の適用もなくなります。したがって、期限を過ぎて確定申告をされた場合は、住民税では申告内容は一切反映されなくなります。

また、これらの規定については、一度申告不要または申告することを選択した後に取り扱い方式を変更することはできませんので、過年度分についても、当該年度分の特別区民税・都民税納税通知書が送達されている場合には変更をすることができません。なお、申告された上場株式等に係る配当所得等は、扶養控除や非課税判定、国民健康保険料算定等の基礎となる総所得金額や合計所得金額に含まれることにご留意ください。